

第4回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成28年4月25日 (月)	
		場 所 : 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 10時50分 閉会	
出席委員	1 永野 治 2 川原 惟昭 3 久保田 悦子 4 森 和 範	議場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総務課長 大山勝徳 学校教育課長 木原田雅彦 社会教育課長 中村政仁 文化スポーツ課長 山元國枝 給食センター所長 前田千弘 書 記 西別府明春 書 記 新納誠朗
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(永野委員長) ただいまから、平成28年第4回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(西別府) 姿勢を正してください。一同礼。</p> <p>(永野委員長) それでは、平成28年第3回定例教育委員会議事録の承認について移りたいと思います。 事務局より報告をお願いします。</p> <p>(西別府) 平成28年第3回定例教育委員会議事録について報告（別紙概要報告書により報告）</p> <p>(永野委員長) ただいま、事務局より平成28年第3回定例会の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(委員長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(永野委員長) 平成28年第3回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、委員及び教育長の報告に移ります。教育長からお願いします。</p> <p>(森教育長) それでは、お手元の教育長諸般の資料に基づき、平成28年3月25日から平成28年4月24日までの報告をいたします。 (別紙諸般の報告により日を追って報告)</p>			

(永野委員長)

それでは、各委員より報告をお願いします。

(川原委員)

(小・中学校の入学式、あいさつ運動等について報告)

(久保田委員)

(小・中学校の入学式、あいさつ運動についての報告)

(永野委員長)

続きまして、議事に入りたいと思います。

報告事項が 3 件あります。

報告事項第 1 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」審議します。

報告をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、3 ページから 4 ページにかけて資料を、ご覧いただきたいと思います。

報告第 1 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」御説明します。

本件につきましては、組織機構の見直しによりまして、教育委員会総務課の事務分掌の見直しを行ったことに伴いまして、本年の 4 月 1 日で伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第 24 条第 1 項の規定により、臨時代理をしたものであり、同条第 2 項に基づき報告するものです。

内容につきましては、組織機構の見直しによりまして教育委員会総務課に、それまで規則の中に規定がなかったのですが、事務の名称が「伊佐市内の中学校と高等学校の連携に関すること」という記述を、新たに追加しようとするものであります。以上です。

(永野委員長)

審議します。よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、報告事項第 1 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は承認いたしました。

続きまして、報告事項第 2 号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の全部を改正する告示について」審議します。

説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、5 ページからになります。

報告第 2 号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の全部を改正する告示について」説明をいたします。

本件につきましては、報告第 1 号の組織機構の見直しによりまして、高校関連の事務が教育委員会総務課に移管されたということに伴い、高等学校に対する補助金の内容を規程の中で明確にするという目的で、従来から規定のありました「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要

綱」の全部を改正し、平成28年4月1日に伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により、臨時代理をしたものであり、同条第2項に基づき報告するものであります。

要綱の中身につきましては、平成26年に制定をされているのですが、補助のメニューも増えているということもありまして、今回、全部改正という形で改正したものであります。

6ページからになるのですが、要綱の内容につきましては第1条の趣旨にありますように、魅力ある高校づくりの推進のため、補助金を交付し生徒数の増加及び維持を図ろうとするものであります。

以下、第2条から第10条までは、補助金の交付申請等の事務の規定ということになります。

そして、7ページの中段以降からですけど、別表に補助金の内容を整理してございます。これが、高校ごとに整理をしてございまして、伊佐農林高校につきましては、従来の魅力ある高校づくりに資するための事業に要するための経費としまして、いわゆる100万円事業でございまして。

2番目に、原動機付自転車により通学するために要する経費として、これは在学中、1回に限るのですが、生徒1人について1万円ということで補助金を考えています。

これにつきましては、他の市町村につきましてはガソリン代でありますとか補助をしているのですが、伊佐市の場合には以前の事務が企画だったものですから、経緯を聞いたところ、在学中に1回、自賠責相当金額を交付するというようになっていたようです。燃料代を何故、しなかったということについては、次の3番目の路線バスの通学補助があり、路線バスを主に活用していただきたいという思いがあつてガソリン代はしていないということでした。

次の3番目が、路線バスの通学補助になります。これが運賃相当額の1/2ということになります。

それから、4番目に学校が指定する検定試験又は資格取得試験を受験するために要する経費として、試験1件について1,000円ということになっています。

以下、大口高校につきましては、この検定試験を除く補助金ということで構成しております。

次の8ページになりますけど、明光学園高等学校につきましては、魅力ある高校づくりの補助金と原動機付自転車の通学補助ということで、明光学園につきましては、別で寄宿舎の補助がございまして、この2点でまとめてあります。以上が内容になります。

(永野委員長)

今、説明があつたとおりですが、その他何かございますか。

(川原委員)

今までの全面改正ですから、今まで3校に100万円ずつ補助していたものが廃止になってこれに替わったということですか。

(大山総務課長)

はい。そうです。以前の100万交付の補助金交付要綱をこれに替えたということです。

(永野委員長)

私は、補助金の交付の取消し及び返還という部分があるのですが、これは原付が、交通違反でヘルメットを被っていないとか、校則でもあるのでしょうか、その時はこれにあてはまらないのですか。そういう交通違反があつた時は取消すという項目はないのですね。

(大山総務課長)

特に規定では設けてはいないのですが、10条で必要な事項は、別に定めるということになりますので、その時は改めて決裁という形になります。

(永野委員長)

他に、何かないですか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

それでは、報告事項第2号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の全部を改正する告示について」は承認をいたしました。

続いて、報告事項第3号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の制定について」審議をします。

説明をお願いします。

(大山総務課長)

9ページからになります。

報告第3号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の制定について」でございます。

本件につきましても、高校生関連でございます。

報告第1号の組織機構の見直しによりまして、移管されました事務ということになりますが、新たに補助金の交付を行うということになりました下宿生等に対する交付の内容を、規定するものでございます。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により、臨時代理をしたものであります。

同条第2項に基づき報告をします。

10ページになりますけど、補助金の内容ですが、第1条の「趣旨」にありますように、伊佐市内の生徒確保を図る目的で、下宿等に要する費用の一部を補助ということで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

第2条におきまして、下宿等の「用語解説」をしております。下宿に限らずアパート等でも、補助の対象になりますということでございます。

第3条は、「補助の対象者」に関する規程でございます。遠距離等の理由によって、自宅から通学が困難な生徒について、市内の下宿等に住むことを条件としますというものでございます。

補助金の額につきましては、第5条で1万円以内ということに規定をしています。平成28年度の予定としては、5人の生徒が該当すると考えています。

内訳につきましては、下宿が3人、アパートが2人ということで想定をしています。

(永野委員長)

今、説明があったとおりですけど、質問はありませんか。

(永野委員長)

これは、1万円以内ということはある程度、下宿はあるのですか。

(大山総務課長)

これは、例えば下宿代の1/2補助とか規定は作っていません。ですので、1万円を限度にということですので、1万5千円であれば1万円を払って5千円が手出しということですよ。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、報告事項第 3 号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の制定について」は承認いたしました。

議事の審議については、以上をもって終了したいと思います。

続きまして、委員から提出された動議の討論等については何かありませんか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

以上で討論をおわりしたいと思います。

これをもちまして、平成28年第 4 回定例教育員会を閉会します。

(西別府)

姿勢を正して下さい。一同礼。